

エコフロンティアかさまの計画的な廃棄物受入に係る検討会設置要綱

(目的)

第1条 県内産業の持続的な発展と県民生活環境の保全に資するため、新たな公共最終処分場の開業目標時期まで、エコフロンティアかさまが継続的に産業廃棄物を受入れる方策を検討するため「エコフロンティアかさまの計画的な廃棄物受入に係る検討会」(以下「検討会」という。))を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、計画的な廃棄物受入に係る事項を検討し、その結果を茨城県知事に提言する。

(組織等)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に委員長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員は、検討会の目的を達成するため、必要な検討を行い、提言をとりまとめる。
- 5 委員の任期は、検討会設置の日から、検討会の提言をとりまとめる日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員等の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第4条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、委員長(委員等の任命後、最初に開かれる会議において委員長が選任されるまでは「知事」と読み替える。以下同じ。)が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議、資料又は議事録は、委員等の自由な発言を担保する観点から、原則、非公開とする。ただし、会議、資料又は議事録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがない場合はこの限りではない。
- 3 会議の終了後は、議事要旨を公開するものとする。

(代理出席)

第5条 委員等は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、委員等は、会議が開かれる前に、委任状を委員長へ提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員等の行為とみなす。

(秘密保持)

第6条 委員等及びその他検討会関係者は、検討会に関して知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

- 2 前項の検討会関係者とは、前条に定める代理人のほか、検討会資料の作成又は取り纏めを行う者をいう。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、茨城県県民生活部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月25日から施行する。